

【表面】

「水道使用量等のお知らせ」の見方

【裏面】

水道使用量等のお知らせ

使用者番号

メーター番号 口径  
検針員 用途  
使用期間

今回指示数 m<sup>3</sup> 前回水量 m<sup>3</sup>  
前回指示数 m<sup>3</sup> 前年同期 m<sup>3</sup>  
旧メーター水量 m<sup>3</sup>

**使用水量** m<sup>3</sup>  
**水道料金** 円

(内訳)  
水道使用料 円  
メーター貸付料 円  
消費税額 円

上記金額の口座振替日は 予定です。  
上記金額は消費税を含んでいます。

通信欄

口座振替領収のお知らせ

使用期間  
**使用水量** m<sup>3</sup>  
**水道料金** 円

(内訳)  
水道使用料 円  
メーター貸付料 円  
消費税額 円

金融機関名  
口座名義人

上記金額の指定口座より 振替いたしました。  
上記金額は消費税を含んでいます。  
湯浅町水道事務所 TEL 0737-62-4171

使用者の住所と名義

使用者番号(お問い合わせの際に、この番号をお知らせ下さい)

メーター番号(メーターの蓋に書かれている番号)  
口径・用途(詳しくは裏面に)

旧メーター水量(メーター交換までの水量)  
前回水量(先月の使用水量)  
前年同期(去年の使用水量)  
使用水量(=今回指示数-前回指示数+旧メーター水量)

水道料金・内訳(詳しくは裏面に)

通信欄(検針員・事務所からのお知らせが書いています)

口座振替領収のお知らせ(2カ月前のご請求分を口座振替でいただいた際に、その内容が書かれます)

水道使用料(=基本料金+超過料金)  
基本料金(1カ月の基本料金)  
超過料金(用途ごとの基本水量を超えた水量×1m<sup>3</sup>単価)

メーター貸付料(1カ月の基本料金)

消費税額

水道事務所からのお願い

水道料金表

用途	基本料金(1月に付)		超過料金	
	水量	料金	1m <sup>3</sup> につき	
家事用及び	8m <sup>3</sup>	884円	家事用 9m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	112円
			21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	122円
営業用			営業用 9m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	136円
			51m <sup>3</sup> ~	156円
法人用	8m <sup>3</sup>	1,166円	9m <sup>3</sup> ~	170円
官公庁用	50m <sup>3</sup>	7,282円	51m <sup>3</sup> ~	170円
工場用	200m <sup>3</sup>	29,127円	201m <sup>3</sup> ~	156円
湯屋用	50m <sup>3</sup>	4,127円	51m <sup>3</sup> ~	83円
共用栓	10m <sup>3</sup>	680円	11m <sup>3</sup> ~	68円
臨時用	10m <sup>3</sup>	2,913円	11m <sup>3</sup> ~	340円

メーター貸付料

13m <sup>3</sup> /m	20m <sup>3</sup> /m	25m <sup>3</sup> /m	40m <sup>3</sup> /m	50m <sup>3</sup> /m	75m <sup>3</sup> /m	100m <sup>3</sup> /m
円	円	円	円	円	円	円
59	117	136	263	1,166	1,457	2,622

上記金額に消費税は含まれていません。

- ◆ メーターボックスの上に検針の妨げとなる物品を置かないようにお願いします。
- ◆ 閉栓の手続きがない場合は給水使用の有無にかかわらず基本料金及びメーター貸付料をいただきます。
- ◆ 転居のときは必ず印鑑持参のうえ、水道事務所まで手続をして下さい。
- ◆ 普段より多く水を使った覚えがないのに、使用水量が増えている場合は、内線漏れ(宅地内漏水)かもしれないので、水道設備業者等に相談して下さい。